

SD08014 合格ゾーン 平成27年度単年度版

ページ	該当箇所	誤	正	更新年月
201	10-42(27-17) 解説 (ウ) 5行目	～, 職権による登記の抹消を	～, 職権による登記の更正を	15/9
226	8a-25(27-24) 解説 (エ) 1～5行目	「真正な登記名義の回復」を～とする点で、本肢は誤っている。 を次の内容に差し替え 停止条件付所有権移転の仮登記がされた不動産について、「真正な登記名義の回復」を登記原因として、当該仮登記の移転の登記を申請することはできない(昭41.7.11民甲1850号)。したがって、当該仮登記の移転の登記を申請することができる点で、本肢は誤っている。		15/9
239	9d-12(27-27) 解説 (オ) 1～9行目	単独受託者の任務が～なければならない(不登100 I・60 参照)。 を次の内容に差し替え 受託者が二人以上ある場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が死亡、後見開始若しくは保佐開始の審判、破産手続開始の決定、法人の合併以外の理由による解散又は裁判所若しくは主務官庁の解任命令により終了したときは、信託財産に属する不動産についてする当該受託者の任務の終了による権利の変更の登記は、他の受託者が単独で申請することができる(不登100 II・I)。しかし、この場合において、そのうち少なくとも一人の受託者の任務が辞任により終了したときは、他の受託者を登記権利者、辞任した受託者を登記義務者として権利の変更の登記を共同で申請しなければならない(不登100・60 参照)。		15/8
263	14-27(27-34) 問題 登記記録 5段目	発行済株式の総数	発行可能株式総数	15/9
266	<解説> 9行目	資本金の額に対応する部分	資本金の額を超える資本金の額に対応する部分	16/3
378	<申請書記載例> 1. 添	株主総会議事録 1通(商登46条2項)	削除	15/9